

国自旅第230号
平成16年3月16日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局旅客課長

特定旅客自動車運送事業の許可要件の明確化について

特定旅客自動車運送事業の許可手続きについては、「特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針について」（平成14年1月31日付け国自旅第165号の2）により取扱いを行ってきたところであるが、今般、「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」（平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定）において当該許可の要件の明確化を図ることとされたことを踏まえ、下記のとおり上記通知の解釈について通知することとしたので、留意されたい。

なお、本件については、社団法人日本バス協会会長及び社団法人全国乗用自動車連合会会長あて、別添（略）のとおり通知したので申し添える。

記

「特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針について」（平成14年1月31日付け国自旅第165号の2）1-（1）運送需要者に定める「実質的に単数と認められる場合」とは、個々の事案について実態を十分勘案した上で判断されるべきであるが、例えば、以下のような事例は「実質的に単数と認められる場合」と解釈しても差し支えない。

なお、以下に示す事例以外の場合であって、個々の申請に関して判断し難い事案が発生したときは、その取扱いについて本省に照会することとされたい。

- （1）工業団地内に存する複数企業の工場等をバスが巡回し、最寄り駅等との間で従業員の送迎輸送を行う場合であって、以下の要件を満たすとき。
 - ① 申請者と運送需要者たる複数企業との間で単一の運送契約が締結されていること。
 - ② 運送需要者たる複数企業が同一の運送目的を有していること。

- ③ ①の運送契約において運送の利用形態等が明確に示されていること。
- ④ ①の運送契約の内容を証する書面が作成されていること。

(2) 介護報酬の支払い対象となることを前提として、医療施設等と自宅等との間で複数の要介護者の送迎輸送を介護サービス事業者が行う場合であって、以下の要件を満たすとき。

- ① 申請者たる介護サービス事業者と運送需要者たる複数の要介護者との間で介護サービスの利用に関する契約（運送契約であることが明示されていない場合を含む。）が締結されていること。
- ② 運送需要者たる複数の要介護者が同一の運送目的を有していること。
- ③ ①の契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ④ 運送需要者たる複数の要介護者は、要介護認定を受け、特定の市町村から介護報酬の支払いを受け得る資格を有すること。
- ⑤ 会員制により運送需要者たる複数の要介護者が特定されている場合であって、申請者たる介護サービス事業者の作成する会員リスト等により、申請者が個々の運送需要者を明確に把握していると認められること。